

外国籍県民かながわ会議（第6期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
1	県行政（教育委員会）の主導により、外国籍児童・生徒の就学状況の実態調査を行い、不就学や不登校の児童・生徒に対する支援対策を講ずる。	・就学している児童・生徒の調査は、平成24年度については、県の調査を実施し、実態の把握に努めた。また、「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等の小・中学校の国際教室の担当者等が集まる会議において、支援策等を検討を行った。（子ども教育支援課）
2	外国につながる子どもへの外国籍支援者（非ボランティア）の育成システムを導入する。また、育成システムの導入に当たっては、外国籍当事者の視点を取り入れる。※	・地球市民かながわプラザでは、外国人教育相談事業を行うとともに、日本語学習に必要な教材や資料の収集を行い、市町村やNGO等への情報提供を図っている。 ・公益財団法人かながわ国際交流財団では、外国につながる子ども支援の体制を強化するため、行政とNGO・NPO等が情報交換を行うネットワーク会議を開催している。（国際課）
3	外国につながる子どもたちが自らの文化や言葉を継承するための「学びの場」や「母語教室」を、「国際教室」や国際交流ラウンジ等に設置する。※	・「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等の小・中学校の国際教室の担当者等が集まる会議において、校内で母国や母語の紹介をする機会を設けることで、外国につながる子どもたちのアイデンティティーの確立を図るとともに、多文化共生の国際理解教育を推進している実践例等に関する情報交換を行った。（子ども教育支援課）

外国籍県民かながわ会議（第6期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
4	<p>「特定公益増進法人」の認定や「指定寄付金」の税制上の優遇措置対象などにみられる外国人学校にかかわる制度的な差別を是正するよう、県は引き続き国に対して要請を行う。</p> <p>また、無認可の外国人学校を取り巻く困難な状況の改善に向けて、更に県の各種学校認可基準を緩和するための検討会を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に「国への要望」を行っている。</li> <li>・公共性のある教育機関としての条件及び学校運営の安定性・継続性を確保するために、国が「各種学校規程」を定めており、さらに同規程を基本として、「神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準」を定めている。</li> <li>・本県では、平成20年6月に校地・校舎についての自己所有要件を緩和した。また、資金の要件については在学者の適切な就学維持ができるように、他県の例を参考にしながら検討する。（学事振興課）</li> </ul>
5	<p>外国籍県民が困ったときに少しでも早く問題解決に近づけるよう、単一の番号に電話を掛けると適切な相談窓口を自動音声で案内する「外国籍県民のための総合相談窓口」を設置（提供）する。</p> <p>又は、より機能的な総合相談窓口づくりやワンストップサービスの仕組みづくりのため、外国籍県民を含めた検討会を設置する。※</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度から、日本語を母語としない外国籍県民や来県する外国人からの医療や保健、防災などの生活や安全・安心に関わる問合せに応じるコールセンター（多言語ナビ）を設置し、多言語による情報支援を行っている。（国際課）</li> </ul>
6	<p>日本語が不自由な外国籍県民のために、時間が経っても役立つ生活支援情報を、多言語で作成し、携帯できる手帳の形式で、すべての外国籍県民に配布する。※</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍県民が、多言語で作成された既存の生活支援情報が得られるよう、引き続き今後とも様々な情報発信に努めていく。</li> <li>・切り取って折りたたむと、名刺サイズになり携帯できる「外国籍県民相談窓口」と「外国人の労働相談窓口」の案内を多言語情報紙「こんにちは 神奈川」に随時掲載している。（国際課）</li> </ul>